

久留米市公告第204号

久留米市中央学校給食センター（仮称）整備事業の総合評価一般競争入札の実施について  
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条第1項の規定により、久留米市中央学校給食センター（仮称）整備事業（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定について、次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成20年7月7日

久留米市長 江 藤 守 國

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 事業名称 久留米市中央学校給食センター（仮称）整備事業
- (2) 事業場所 久留米市野中町 1339 番 1、1337 番 1、1385 番 4、621 番 10、1337 番 7、1382 番 4、1385 番 7、1430 番 6、1402 番 9、1339 番 7
- (3) 事業期間 事業契約締結日から平成37年3月31日まで

(4) 事業概要

応募者は、入札説明書で定める総合評価一般競争入札で落札者とされた場合は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、PFI手法（BTO方式）により、次の業務を行う。

- ア 施設整備業務
- イ 開業準備業務
- ウ 維持管理業務
- エ 運營業務

- (5) 予定価格 5,836,000千円に消費税及び地方消費税を加算した額

※予定価格には物価変動を含まない。なお、市の算定根拠は公表しない。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

### (1) 入札に参加する者の構成等

ア 応募者は、施設整備業務のうち、設計業務に当たる者（以下「設計企業」という。）、施設整備業務のうち、工事監理業務に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、施設整備業務のうち、建設業務に当たる者（以下「建設企業」という。）、維持管理業務に当たる者（以下「維持管理企業」という。）及び運営業務に当たる者（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとする。設計企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

建設企業については、必ず複数の企業の共同とする。ただし、その手法は問わない。

なお、本事業は久留米市が行う初のPFI事業であり、地域経済の活性化や地元企業の育成の観点から、久留米市内に商業登記簿上の本店を有する企業の積極的な参画を期待する。落札者の決定にあたっては、地域経済の活性化への提案として評価を行う。

イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。

（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）

ウ 応募者の構成員は以下の定義により分類される。

代表企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者

構成企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業

協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業

エ 応募者の構成員のうち、一者以上は必ず久留米市内に商業登記簿上の本店を有すること。

オ 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、一応募者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成員となることはできない。ただし、市が落札者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力（応募者の構成員からの第三者委託、又は下請に限る。）することは可能とする。

カ 落札した応募者の代表企業及び構成企業は、仮契約締結までに久留米市内にSPCを設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。代表企業及び構成企業以外のものがSPCの出資者となることは可能であるが、全事業期間において、代表企業及び構成企業以外の出資者による議決権保有割合は全体の50%未満とする。

キ 応募者の構成員は、SPCから受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

## (2) 構成員に共通の参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定されている者でないこと。

イ 参加資格の確認日から落札者の決定日までの間に久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続き開始の申立をしている者でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続き開始の申立をしている者でないこと（ただし、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）。

エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者でないこと。

オ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りしている者でないこと。

カ 市が本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者でないこと。市が本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- ・株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-20-4
- ・東京丸の内・春木法律事務所 東京都千代田区丸の内 1-4-2
- ・株式会社 日建設計シビル 大阪府中央区高麗橋 4 丁目 6 番 2 号

キ 最近 2 年間の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者でないこと。

ク 入札説明書に規定する選定委員会の委員と資本金若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(3) 各業務を実施する者の入札参加資格要件

応募者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。なお、アからエまでの要件のうち、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施できることとする。

ア 設計業務に当たる者

設計業務に携わる構成員は、次に掲げる要件を満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、(ア)、(イ)についてはすべての者が満たすこととし、(ウ)については、少なくとも一者がその要件を満たすこと。

(ア)建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ)久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されていること。

(ウ)過去 10 年（平成 10 年度以降）の間で、ドライシステムの給食施設の実設計完了実績を有するものであること。

イ 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に携わる構成員は、次に掲げる要件を満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、(ア)、(イ)についてはすべての者が満たすこととし、(ウ)については、少なくとも一者がその要件を満たすこと。

(ア)建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ)久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されていること。

(ウ)過去 10 年（平成 10 年度以降）の間で、ドライシステムの給食施設の工事監理

完了実績を有するものであること。

ウ 建設業務に当たる者

建設業務に携わる構成員は、次に掲げる要件を満たすこと。なお、(ア)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は、(イ)から(エ)の要件すべてを満たすこと。

(ア)久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されていること。

(イ)建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、特定建設業の許可を受けた者であること。

(ウ)久留米市において、建築一式工事のランク基準が、Aランクであること。

(エ)過去10年（平成10年度以降）の間で、ドライシステムの給食施設にて、元請又はJVの幹事会社として完工した実績を有するものであること。

エ 運營業務に当たる者

構成員である運営企業のうち、調理業務を実施する者は次に掲げる要件を満たすこと。

(ア)平成17年4月以降、引き続き3年以上、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を供給する集団調理施設又は学校給食施設における調理業務の実績を有していること。なお、引き続き3年以上の実績については、同一施設でなくても可能とする。

3 契約条項等を示す場所及び日時

(1) 入札説明書等の公表

平成20年7月7日（月）

入札説明書等は、市のホームページ等において公表する。

(2) 入札説明会及び第一回現地見学会の開催

市は希望者に対し、入札説明会及び第一回現地見学会を以下のとおり開催する。

ア 入札説明会及び現地見学会

(ア)開催日時

平成20年7月11日(金) 午後2時～午後5時

(イ)開催場所

a 入札説明会

福岡県久留米市城南町15番地3

久留米市役所 401会議室

b 事業用地見学会

久留米市野中町 給食センター事業用地

(ウ)当日のスケジュール

a 入札説明会 : 午後2時～午後3時

b 事業用地見学会 : 午後4時～午後5時

※事業用地見学会については、現地集合とする。

(エ)参加申し込み方法等

a 提出期限

平成20年7月10日(木) 午後1時まで

b 提出方法

様式集(様式-1)に記入の上、電子メールでファイル添付にて提出のこと。

(ファイル形式はMicrosoft Wordとする。)

c 提出先

久留米市教育委員会 教育部学校保健課

電子メール: gakuho@city.kurume.fukuoka.jp

d 参加人数

参加者が多数の場合は、一者あたりの参加人数を制限する場合もある。

イ 第一回現地見学会

(ア)開催日時

平成20年7月12日(土) 午前8時40分～午後5時

(イ)集合場所・時間

福岡県久留米市城南町15番地3

久留米市役所 1階ロビー 午前8時30分集合

(ウ)第一回現地見学会対象箇所

各配送校（12校：配膳室整備校）

中学校名	住所
城南（じょうなん）	城南町 11-4
江南（こうなん）	梅満町 637-3
櫛原（くしはら）	東櫛原町 1286-1
牟田山（むたやま）	南 2 丁目 16-2
諏訪（すわ）	東町 250-1
良山（りょうざん）	山川町 37-2
明星（みょうじょう）	高良内町 4482-1
宮ノ陣（みやのじん）	宮ノ陣町五郎丸 1551-1
屏水（へいすい）	山本町耳納 1069-1
青陵（せいりょう）	藤山町 1731-10
高牟礼（たかむれ）	高良内町 3361
三瀧（みづま）	三瀧町玉満 2705

(エ)第一回現地見学会の内容

配送先である各中学校での配膳室整備想定箇所等の説明

※公表した資料については、当日配布しない。各自持参のこと。

(オ)当日のスケジュール

参加申し込みを行った企業に通知する。

(カ)参加申し込み方法等

a 提出期限

平成20年7月10日（木） 午後1時まで

b 提出方法

様式集（様式・2）に記入の上、電子メールでファイル添付にて提出のこと。

（ファイル形式は Microsoft Word とする。）

c 提出先

久留米市教育委員会 教育部学校保健課

電子メール：gakuho@city.kurume.fukuoka.jp

d 参加人数

参加者が多数の場合は、一者あたりの参加人数を制限する場合もある。

(3) 既存施設資料の貸し出し

整備対象の配送校に関する資料の貸し出しを行う。要領については、次のとおりとする。

ア 貸出資料

配膳室整備を要する配送校(12校)の関係図面

イ 貸出期間

平成20年7月10日(木)から7月17日(木)

午前9時から午後5時まで

ウ 貸出申し込み方法及び留意点

- ・市役所本庁舎17階学校保健課で閲覧及び貸出の受付を行う。
- ・貸出期間は、特に事情がない限り、受付日の当日午後5時までとする。
- ・貸し出し書類の写しをとることは可能とする。

(4) 入札説明書等に関する質問及び回答・公表

入札説明書等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

ア 提出期限

平成20年7月18日(金) 午後5時まで

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式集(様式-3)に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。(ファイル形式はMicrosoft Excelとする。)

ウ 提出先

久留米市教育委員会 教育部学校保健課

電子メール：[gakuho@city.kurume.fukuoka.jp](mailto:gakuho@city.kurume.fukuoka.jp)

エ 回答の公表



質問・意見に関する回答は、8月1日（金）に市のホームページで公表する予定である。

(5) 応募者との対面方式での質疑応答の実施

市は入札参加資格があると認められた応募者に対し、対面方式による質疑応答を実施する予定である。開催要領は次のとおりである。

ア 質問の送付

ヒアリングに先立ち、あらかじめ質問の内容を簡潔にまとめ、様式集（様式3）に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。（ファイル形式は Microsoft Excel とする。）

イ 提出期限

応募者の代表企業に通知する。

ウ 提出先

久留米市教育委員会 教育部学校保健課

電子メール：[gakuho@city.kurume.fukuoka.jp](mailto:gakuho@city.kurume.fukuoka.jp)

エ 質疑応答の開催要領、日時等

質疑応答の開催要領、日時（平成20年9月中旬を予定している。）、場所、時間、参加制限人数等については、実際の応募者数や質問数等により決定し、応募者の代表企業に通知する。

(6) 第二回現地見学会の開催

市は入札参加資格があると認められた応募者に対し、第二回現地見学会を開催する。開催要領は次のとおりである。

ア 開催日時

平成20年9月下旬（応募者の代表企業に通知する。）

イ 集合場所

久留米市役所一階ロビー

ウ 第二回現地見学会対象箇所

(ア)給食センター事業予定地

(イ)各配送校（12校：配膳室整備校）

エ 当日のスケジュール

参加申し込みを行った応募者の代表企業に通知する。

オ 参加申し込み方法等

(ア)提出期限

応募者の代表企業に通知する。

(イ)提出方法

様式集（様式-2）に記入の上、電子メールでファイル添付にて提出のこと。

（ファイル形式は MicrosoftWord とする。）

(ウ)提出先

久留米市教育委員会 教育部学校保健課

電子メール：gakuho@city.kurume.fukuoka.jp

(エ)参加人数

参加者が多数の場合は、人数制限を行う場合もある。

(7) 荒木学校給食共同調理場の見学会の開催

市は入札参加資格があると認められた応募者に対し、荒木学校給食共同調理場及び荒木中学校及び筑邦西中学校の見学会を開催する。要領は後日示す。

#### 4 入札参加申請等

(1) 第一次審査（入札参加資格の確認）

入札に参加を希望する者は、入札参加表明及び第一次審査（資格審査）に必要な資料（参加表明書、参加資格確認申請。以下、「入札参加表明書等」という。）を提出し入札参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに入札参加表明書等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた

者は入札に参加することはできない。

ア 入札参加表明書等の提出日時、場所及び方法

(ア)提出日時

平成20年8月8日（金）の午前10時から正午、午後1時から午後5時

(イ)提出場所

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3

久留米市教育委員会 教育部学校保健課

(ウ)提出方法

入札参加表明書等の提出は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による申請は受け付けない。

(エ)入札参加表明書等の作成

入札参加表明書等は、様式(様式4～13)に定めるところに従い作成すること。

イ 参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果通知は、入札参加表明書等を提出した者に対して、書面により平成20年8月20日（水）に郵送にて発送する。

また、入札参加資格がないとした場合については、その理由を付して通知する。

ウ 応募グループ等の構成

入札参加資格確認後は、応募グループの構成員の変更及び追加は原則として認めない。

エ 入札参加を辞退する場合

入札参加表明以後、応募者が入札を辞退する場合は、様式集（様式15）を入札日の前日までに久留米市教育委員会 教育部学校保健課に持参し提出すること。

オ 入札参加資格確認基準日

入札参加資格確認基準日は、平成20年8月20日（水）（参加資格確認結果発送日）とする。

カ 入札参加資格確認基準日以降の取り扱い

(ア) 参加資格確基準日以降から入札書類の受付日まで

a 応募者の構成員の変更（代表企業、構成企業、協力企業の分類の変更を含む。以下同じ。）又は追加は、認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、応募者は構成員の変更等について、市と協議を行うこととする。

市は協議の内容に応じ、入札書類の受付日まで変更等を認める。

b 応募者の構成員が、入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合（以下、双方の場合を合わせて「指名停止等に該当する場合」という。）は、当該応募者は、入札に参加することができない。

ただし、代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合は、応募者は構成員の変更等について、市と協議を行うこととする。

市は協議の内容に応じ、入札書類の受付日まで入札参加等を認める。

(イ) 入札書類の受付後から落札者の決定日まで

a 応募者の構成員が、指名停止等に該当する場合は、当該応募者は失格とする。

ただし、代表企業以外の構成員が、指名停止等に該当する場合は、応募者は、市が別途指定する期間内に当該構成員を除外し、かつ新たな構成員の追加等により提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行うことにより、市に承認を求めることができる。

その内容を市が承認した場合に限り、落札者選定のための審査の対象とすることがある。

キ その他

(ア)入札参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(イ)市は、提出された入札参加表明書等を入札参加資格の確認以外に応募者に無断で使用しない。

## 5 入札の日時及び場所

応募者は、本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案資料」という。）及

び入札書（提案資料と入札書を合わせて、以下「入札書類」という。）を次により提出すること。

(1) 提案資料の提出日時、場所及び方法

ア 提出日時

平成20年11月7日（金） 午前10時から正午

イ 提出場所

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3

久留米市役所 308会議室

ウ 提出方法

提案書類は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

(2) 入札書の提出日時、場所及び方法

ア 提出日時

平成20年11月7日（金） 午後1時

イ 提出場所

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3

久留米市役所 308会議室

ウ 提出方法

入札書は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

(3) 開札

ア 日時

平成20年11月7日（金）

入札後、開札を行う。この際、入札金額の公表は行わない。

イ 場所

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3

久留米市役所 308会議室

#### (4) 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「基礎審査」と「定量化審査」の２段階に分けて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

#### (5) 落札者の決定及び公表

##### ア 落札者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

##### イ 結果及び評価の公表

市は、選定委員会における審査結果を取りまとめて、各応募者に書面にて通知後、平成２０年１２月に市のホームページ等で公表する。

#### 6 入札保証金

免除する。

#### 7 契約保証金

免除する。ただし、本事業の履行を保証するため、本契約締結の効力発生後直ちに、施設整備業務期間を保証期間として、事業契約書（案）別紙６記載のサービス対価Ａのうち、割賦手数料を控除した金額に、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の１００分の１５以上について、市又は選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険に係る保険証券を市に提出しなければならない。

なお、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約が、市以外の者を被保険者として締結される場合は、当該保険契約にかかる保険金請求権の上に、本事業に関連する市の選定事業者に対する違約金支払請求権等の債権を被担保債権として、市を第一順位の権利者とする質権又は譲渡担保権を設定し、第三者に対する対抗要件を具備する（かかる質権設定の費用は選定事業者が負担する。）。

#### 8 入札書に記載する金額

入札金額は、様式集（様式６５）の「市の支払うサービス対価計」の行の合計額を記載すること。この際の計算の前提となる金利水準は以下のとおりとし、物価変動率は見込まないものとする。

- ・施設整備等の割賦手数料については、元利均等払を前提とする支払金利により算定する。支払金利は基準金利に、様式集（様式２３）で提案したスプレッドを加えたもの

とする。入札時に使用する基準金利は、2.2%とすること。

## 9 入札に関する注意事項

### (1) 入札説明書の承諾

応募者は、入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

### (2) 費用負担等

入札書類の作成及び提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

### (3) 入札書類の提出方法

入札書類は、様式集16～82に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

なお、入札書類の提出にあたっては、入札参加資格の確認結果通知書の原本を持参すること。

### (4) 入札代理人等

応募者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参すること。

### (5) 入札の棄権

応募者が、入札書類の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

### (6) 公正な入札の確保

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該応募者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

## 10 無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札書に金額の記載がないとき。
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 同一入札者が2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札書が所定の場所及び日時に到着しないとき。
- (5) 入札書に入札者若しくはその代理人の記名押印がなく、又は訂正箇所には訂正印がないとき。
- (6) 入札書の金額等に重複記載、誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき。

#### 1 1 その他

- (1) 入札執行回数

1回とする。

- (2) 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

- (3) 議会の議決を要する契約

本事業は、P F I 法第9条の規定により、久留米市市議会の議決を経た後に本契約を締結する。

- (4) 情報提供

本事業に関する情報の提供は、市のホームページ等を通じて適宜行う。

- (5) その他

詳細は入札説明書による。